

石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、普通公衆浴場の施設の改善を図り衛生水準の向上を期するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から施設整備資金の貸付けを受けている普通公衆浴場経営者に対し、毎年予算の範囲内において利子補給金（以下「補給金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の営業許可を受け、物価統制令（昭和21年勅令第108号）第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場（市町村が経営し、又は経営を委託しているもの及び新規に経営されたものを除く。）をいう。
- (2) 施設整備資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づき公庫から貸付けを受けた資金であって、普通公衆浴場の経営について適正な衛生上の措置を講ずるために又は当該営業の近代化を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金をいう。

(補給金対象浴場)

第3条 補給金の交付対象となる公衆浴場は、前条第1号の普通公衆浴場であって、知事が補給金を交付することが適当と認めた公衆浴場とする。

(補給金対象資金等)

- 第4条 補給金の交付対象となる施設整備資金は、第2条第2号の資金とする。
- 2 補給金の交付対象となる施設整備資金の限度額は、1浴場施設につき7,000万円とする。
 - 3 補給金を交付する期間は、普通公衆浴場経営者が公庫から貸付けを受けた日の属する月から10年以内とする。

(補給金額)

第5条 補給金の額は、第2条第2号の施設整備資金に対する支払利子のうち、年利率2.5%に相当する額又は年利率の2分の1に相当する額のいずれか少ない額とする。

(交付申請・実績報告)

第6条 利子補給金の交付申請（実績報告）をしようとする者は、1月1日から12月31日までの借入利子を支払ったものについて、翌年の1月31日までに交付申請書（実績報告書）を別紙様式第1号により知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年1月1日以降第1回の借入利子を支払った施設整備資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年5月7日から施行し、この要綱による改正後の第3条第2項の規定は昭和51年1月1日以降第1回の借入利子を支払った施設整備資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月2日から施行し、昭和61年1月1日以降第1回の借入利子を支払った施設整備資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年4月1日以降第1回の借入利子を支払った施設整備資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金
交付申請書（実績報告書）

平成 年 月 日

石川県知事 谷本正憲 様

住 所

浴場名

氏 名

印

〔 法人にあっては事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

平成年度石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金を下記のとおり交付されたく、石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請（実績報告）します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 借入額 金 円
- 3 借入金融機関
- 4 利子計算期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 交付申請額(精算額) 計算書

別 添

別紙様式第2号
貸付番号

平成 年度利子補給金交付申請書（精算額）計算書

（利子計算期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日）

申請者氏名

利 率 %

1 割 賦 金	隔月	円
2 年 間 返 済 額		円
3 借 入 残 高		円
4 支 払 利 子 額		円
5 利子補給申請額		円

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

金融機関名

印

備考：「5 利子補給申請額」については、支払利子額×1/2を乗じた額

ただし、貸付金額が7,000万円を超える場合は、更に $\frac{7,000\text{万円}}{\text{貸付金額}}$ を乗じた額

文 書 番 号

平成 年 月 日

(浴 場 名)

(営業者氏名)

石川県知事 谷本 正憲

平成 年度石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金の
交付決定及び額の確定について

平成 年 月 日付けで申請のあった標記については、石川県補助金
交付規則第 5 条第 1 項及び第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付
決定及び額の確定をしたので、同規則第 7 条及び第 1 4 条第 2 項の規定により
通知する。

記

- 1 補給金の交付決定額及び額の確定額 金 円
- 2 補助事業者は、石川県補助金交付規則及び石川県公衆浴場施設整備資金利
子補給金交付要綱に従わなければならない。

整 理 番 号

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金請求書

平成 年 月 日付け薬第 号により補給金の交付決定及び額の確定通知があった石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金について、下記金額を交付されるよう石川県補助金交付規則（及び石川県公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱）の規定により請求いたします。

記

請 求 額 金 円

内 訳 交付決定額 金 円

(交 付 済 額 金 円)

(清 算 請 求 額 金 円)

(残 額 金 円)

取引銀行 銀行 支店

口座種類 普通t・当座

口座番号